この表において、$\sigma_{b\,oml}$、I_A、I_0、A_A及びA_0は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\sigma_{b\,oml}$　強軸方向の基準強度を計算する場合にあっては外層に使用するラミナの曲げ強度、弱軸方向の基準強度を計算する場合にあっては内層の最も外側の層に使用するラミナの曲げ強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

この場合において、ラミナの曲げ強度はＭＳＲ区分又は機械等級区分によるものにあっては次の表一に掲げる数値と、目視等級区分によるものにあっては次の表二に掲げる数値とする。

表一

等級区分機による等級	曲げ強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
Ｍ６０Ａ若しくはＭ６０Ｂ又はこれらと同等以上の等級	二七・〇
Ｍ３０Ａ若しくはＭ０Ｂ又はこれらと同等以上の等級	一九・五

表二

等級	曲げ強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
一等	三三・〇
二等	二一・〇

I_A　次の式によって計算した直交集成板の等価断面の断面二次モーメント（単位　ミリメートルの四乗）

$$I_A=\frac{\sum\left(E_iI_i+E_iA_iz_i^2\right)}{E_0}$$

この式において、E_i、I_i、A_i、z_i及びE_0は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_i　ｉ番目の層に使用するラミナの曲げヤング係数（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

この場合において、強軸方向の基準強度を計算する場合にあっては直交層、弱軸方向の基準強度を計算する場合にあっては平行層に使用するラミナの曲げヤング係数は〇とする。

I_i　ｉ番目の層の断面二次モーメント（単位　ミリメートルの四乗）

A_i　ｉ番目の層の断面積（単位　平方ミリメートル）

z_i　直交集成板の中立軸とｉ番目の層のラミナの重心との距離（単位　ミリメートル）

E_0　強軸方向の基準強度を計算する場合にあっては外層に使用するラミナの曲げヤング係数、弱軸方向の基準強度を計算する場合にあっては内層の最も外側に使用するラミナの曲げヤング係数（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

I_0　直交集成板の断面二次モーメント（単位　ミリメートルの四乗）

A_A　イに規定する直交集成板の等価断面の断面積（単位　平方ミリメートル）

A_0　直交集成板の断面積（単位　平方ミリメートル）

ニ　第一第十九号イに規定する直交集成板（積層方向でかつ強軸方向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあっては、構成の方法が五層五プライ又は五層七プライであるものに限り、積層方向でかつ弱軸方向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあっては、三層三プライ、三層四プライ又は七層七プライであるものに限る。）のせん断の基準強度Fsは、その方向に応じて、次の表に掲げる数値又は式によって計算した数値とする。

(一)	積層方向	〇・九
(二)	幅方向	$Fs=min\left\{2.7,\ \frac{1.5bn_{ca}}{t_{gross}\times\left\{\left(1-\frac{1}{m^2}\right)+\frac{16}{3}\left(\frac{1}{m}-\frac{1}{m^2}\right)\right\}}\right\}$

この表において、b、n_{ca}、t_{gross}及びmは、それぞれ次の数値を表すものとする。

b　ラミナの幅（単位　ミリメートル）

n_{ca}　直交集成板の直交接着層の数

t_{gross}　直交集成板の厚さ（単位　ミリメートル）

m　各層のラミナの幅方向の数のうち最小の値

ホ　第一第十九号ロに規定する直交集成板のめりこみの基準強度Fcvは、外層に使用するラミナの樹種に応じてそれぞれ次の表の数値とする。

樹種	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
あかまつ、くろまつ、ダフリカからまつ、サザンパイン、べいまつ、ホワイトサイプレスパイン及びウエスタンラーチ	九・〇
ひのき、ひば、からまつ及びべいひ	七・八
つが、アラスカイエローシダー、べにまつ、ラジアタパイン、べいつが、もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプルース、ロッジポールパイン、ポンデローサパイン、おうしゅうあかまつ、すぎ、べいすぎ及びジャックパイン	六・〇

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百六十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の二の三第一項第一号ロの規定に基づき、主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一